

山梨県公報

第七十三号

令和二年

二月十七日

月 曜 日

目 次

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………四七
- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………四八
- 家畜伝染病の発生……………四八
- 道路の区域変更(三件)……………四八
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………四九
- 落札者の決定について(二件)……………四九

告 示

山梨県告示第四十一号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで適用する。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 伊勢町～中央病院～竜王駅	伊勢町	中央病院	竜王駅
三 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園

四 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院
敷島団地
昭和バイパス
山梨大学医学部附属病院

五 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上
敷島営業所
グリーンライン
昇仙峡滝上

六 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口
敷島営業所
竜王駅
昇仙峡口

七 敷島(営)～御所循環～敷島(営)
敷島営業所
御所循環
敷島営業所

八 敷島(営)～駿台今井キャンパス
敷島営業所
駿台今井キャンパス

九 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅
敷島営業所
山梨英和大学
石和温泉駅

十 敷島(営)～後屋～山梨医大病院
敷島営業所
後屋
山梨大学医学部附属病院

十一 敷島(営)～中央病院～御勅使
敷島営業所
中央病院
御勅使

十二 甲府駅～十五所～鰍沢(営)
甲府駅
十五所
鰍沢営業所

十三 小笠原下仲町～西野～中央病院
小笠原下仲町
西野
中央病院

十四 小笠原車庫～十五所～甲府駅
小笠原車庫
十五所
甲府駅

十五 甲府駅～十五所～フォレスト
甲府駅
十五所
フォレスト

トモール					モール
十六 葎崎～増富温泉郷	葎崎営業所		増富温泉郷		
十七 葎崎駅～大草～甲府駅	葎崎駅	大草	甲府駅		
十八 葎崎駅～敷島～甲府駅	葎崎駅	敷島	甲府駅		
十九 河口湖線	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅		
二十 河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅		
二十一 忍野山中湖循環線	河口湖駅	市立病院内 野平野	河口湖駅		

山梨県告示第四十二号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第一項」に改める。

山梨県告示第四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	二	北杜市	令和二年二月五日

山梨県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年三月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甘利山公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
葎崎市大草町若尾字竹ノ下四九九番四地先から葎崎市龍岡町若尾新田字海老島一七四番地先まで	五・五 二二・三・一	八・八 二二・三・一	四三八・三	四三八・二

山梨県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から令和二年三月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町下山字五豆澤二四番二地先から南巨摩郡身延町下山字五豆澤二三番三地先まで	二五・七 四五・三	三〇・七 四九・〇	七六・八	七六・八

山梨県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年三月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山中湖小山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村平野字吉政六〇八番一地从先から南都留郡山中湖村平野字吉政六〇八番一地向まで	七・三 三六・二	七・三 七・六	八〇・〇	八〇・〇

山梨県告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 昭和町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業昭和町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年三月三十一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分 昭和六十二年山梨県告示第五十三号、平成五年山梨県告示第六号、平成七年山梨県告示第三百五十九号、平成八年山梨県告示第四百八十六号、平成十年山梨県告示第百八十号、平成十五年山梨県告示第百七十八号、平成二十年山梨県告示第百六十六号、平成二十三年山梨県告示第百六十七号、平成二十七年山梨県告示第七十三号及び平成二十八年山梨県告示第百十七号の事業地に、昭和町大字西条字穴田及び字清塚、大字築地新居字東田並びに大字河東中島字荒地及び花鳥を加え、同事業地のうち昭和町大字西条字姥川及び字八公免、大字押越字上河原、字出

口河原、字五木杉、字冷間窪、字新田西、字新田、字中堰、字大窪、字新田前、字曲淵西、字曲淵前及び字大西、大字築地新居字東河原、字道上、字村内及び字村前、大字河東中島字深町、字上河原、字磯部、字柳田、字山伏、字西国田、字仕作、字十二枚及び字宿尻、大字飯喰字中河原及び字神明並びに大字上河東字横田において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
H形鋼十メートル 百四十本、鋼矢板十メートル 二百九十枚、鋼矢板六メートル 百五十枚及び鋼矢板二メートル 九百五十枚
- 二 契約に関する事務を担当する所属
(一) 名称 山梨県出納局管理課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年一月十日
- 四 落札者
(一) 名称 株式会社丸亀商店
(二) 住所 山梨県甲府市七沢町三百三十番地
- 五 落札金額 六千四百六十八万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年十一月二十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年二月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) EWS実習装置 一式

(二) 情報処理実習装置 二式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和二年一月二十日

四 落札者

(一) 名称 株式会社システムインナカゴミ

(二) 住所 山梨県中央市山之神流通団地一丁目八番二号

五 落札金額 三千五百九十七万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和元年十二月九日